参考資料24－1

情報通信審議会 情報通信技術分科会
IPネットワーク設備委員会
技術検討作業班（第23回）
議事要旨（案）

１　日時
平成24年４月27日（金）17時00分～19時00分

２　場所
総務省第１会議室（10階）

３　出席者（敬称略）
（１）作業班構成員
森川　博之（主任）、平　和昌（主任代理）、橋本　幸雄、富樫　浩行、山口五十三、柿坂　寛明、中西　康、室井　保彦、木村　孝、
永見　健一、北川　和雄、千葉　貢、生宗　正幸（代理）、佐藤　隆明、松石順應、木原　賢一、菅波　一成、佐田　昌博、河村　政志、安藤　高任（代理）、千村　保文、佐藤　和紀、森川　誠一、楠　正憲

（２）事務局（総合通信基盤局 電気通信事業部 電気通信技術システム課）
野崎 課長、篠澤 課長補佐、小林 設備係長

４　議事
（１）IP移動電話の動向について
（２）ソフトフォンの動向について
（３）ソフトフォンの認証案について
（４）その他

５　要旨
はじめに、森川主任から日本CATV技術協会の中野構成員に代わり、同協会の北川和雄が構成員に変更された旨、報告された。また、前回議事要旨（案）について各構成員の了承が得られた。
技術検討作業班第23回会合の議事要旨は以下のとおり。

（１）IP移動電話（主にVoLTE）の動向として、KDDIによる説明とNTTドコモから前回会合で発表したものの補足説明があった。
質疑応答は以下のとおり。

○：発信規制をかけるため、識別情報登録とふくそう通知機能は担保できるとしているが、端末からのデータリンクが維持された状態において、ネットワーク側でIMSに障害が発生し、識別情報をロスした場合のことも考えているのか。また、WiMAX端末も同様に条項が適用されるため担保できると考えてよいのか。
○：ネットワーク側の要因によるデータロスは想定している。
○： WiMAX端末については状況が異なる。

○：KDDI と NTT ドコモともに端末設備等規則第 28 条（重要通信の確保のための機能）の発信規制で担保されるため、識別情報登録とふくそう通知機能は不要としているが、最近の事例だとスマートフォンの急増するトラヒックに伴い大規模な通信障害が発生し、発信規制が不十分であったため多くの利用者の通信に支障が生じた。このような事例を踏まえてネットワーク側においてバースト的な信号の発生に対してネットワークを保護するための基準も検討する必要があると考えており、発信規制できるから不要ということではないと考えられるがどうか。あるいは、こういった技術基準を追加することで、端末の仕様がガラパゴス化することを懸念しているのか。

○：当然ながらネットワーク側は爆発的な信号発生に対処すべきと考えている。単に発信規制があるから不要というわけではなく、端末側での対応としてはこれで十分に担保できるという認識である。また、ガラパゴス化だけを懸念しているものではない。

○：識別情報登録とふくそう通知機能を技術基準に加えるとガラパゴス化が懸念されるということであれば、国際的な流れを見て必要性が高くなった時点で加えることも考えられる。

○：現在問題となっている VoIP 等のアプリは、ここで議論されている規制を意識しているアプリではないのではないか。アプリが出す制御信号に対して日本固有の規制で対処しようとしても、実効的ではないと考えられる。しかしながら、現在できることとして、アプリ開発者向けにガイドラインを示すことに意義はある。

○：自動再発信の規制については、日本独自の傾向が強い。海外では自動再発信の抑制を行うと接続できなくなる事例があることから、海外での使用時にはこの機能を無効にするという複雑なソフトウェアを構築する必要が生じる。端末ベンダーとしては、ネットワークに損傷を与えないのであれば、自動再発信の規制はできれば除外してもらいたい。

○：KDDI は緊急通報の位置通知機能について、VoLTE 端末でも現在と同様に提供することを検討しているとあるが、現行の事業用電気通信設備規則において LTE はデータ通信用として扱われており、緊急通報の位置通知は規定の対象となっていない。事業用電気通信設備規則へ VoLTE を追加することも論点になると考えられる。また、今後の議論の中で登録認定機関から VoLTE の試験方法案を提案していただきたいと考えているが、そのときの論点となり得るので VoLTE の緊急通報の挙動について情報を提供していただきたい。

（２）ソフトフォンの動向について、沖電気工業から説明があった。
質疑応答は以下のとおり。

○：相互接続試験の結果について、成功率が低いものがあるが要因はハードウェアに依存するものか。たとえば技術基準には対応しているが、プロパティなどの軽微な改修で対応可能なものか。

○：相互接続試験結果の悪かったものは主に FAX であり、プロトコル上の記述のあいまいさやオプションの機能による問題であり、技術基準上の問題ではないと認

識している。

○：D/E 端末一体型に区分されるソフトフォンとは、具体的にどういったものか。
○：例えばネットワークにつながるスマートテレビに対し、ソフトウェアを入れると電話になるようなもの。
○：テレビ電話ソフトは、データ端末の位置づけであり、かつ IP 電話の機能も有するので D/E 一体型端末と言える。

（３）ソフトフォンの認証案について、電気通信端末審査協会及び情報通信ネットワーク産業協会から認証案の提案があった。また、事務局から平成 21 年の答申における認証案と、諸外国における VoIP 及びソフトフォンの認証に係る状況について説明があった。
　質疑応答は以下のとおり。

○:諸外国における VoIP 及びソフトフォンの認証に係る状況を調査されているが、これは日本で言う 080/090 といった移動網のものか、それとも固定網のものか。
○：この調査結果は、あくまで VoIP 機器と分類されるものを対象としたものであり、移動網と固定網の切り分けは精査されていない。例えば、米国では技術基準としては PSTN への接続に関する Part 68 であり、OAB～J に当たる固定網が想定されていると認識している。

○：CIAJ の認証案を見ると、基準認証制度は品質を保障するものではないとのことで賛同するが、緊急通報についてはその品質が要求されていると理解しているがどうか。
○：ソフトウェアベンダが技術基準のうち緊急通報機能について適合している旨宣言すれば良いのではないか。緊急通報がかからないといったことがあった場合には、総務省の市場監査のもとで対応していけば良いと考えている。
○：緊急通報に関する規定は、ネットワーク側と端末側の２種類あり、かみ砕いて言えば、ネットワーク側の規定は緊急通報を優先的に適切な機関へ接続すること、端末側はきちんと緊急通報を発信できることであり、いわゆる品質の確保という趣旨のものではない。

○：JATE の認証案について、アナログ電話端末と通信する場合の送出電力の技術基準項目における VoLTE とソフトフォンで適用の有無が異なるのはなぜか。また、通信に係らないソフトウェアの認証の一部変更とは具体的に何を指すのか。
○： IP 電話の技術基準のうちハードウェアに係らない部分を、ソフトフォンの部分に反映したため、アナログ電話端末と通信する場合の送出電力は丸（○）になっている。また、通信に係らないソフトウェアの一部変更とは、通信に関係のないソフトウェアの部分を変更したとしても、場合によっては認証時と違うものになっていることが懸念されるため、認証を受けた設計と同じであることを確認するというもの。今回の提案は、あくまで案であるため、色々な意見をもとに議論するべきと考えている。

○：利用者登録の情報を記録し検査記録とするのは、ソフトウェアベンダは担保し

きれるのか。また、資料作 23-6 ではソフトウェア単体での認証は難しいとされているが、ハードとソフトを一体として認証するとなれば、負担が大きくなる。仮に大部分の機能をハード側で前位担保するのであれば、メーカー側が対応できるのか意見を聞くべき。

○：利用者登録されなければ動作しないソフトウェアとすれば、利用者登録が確実になされると考えられるが、ソフトウェアベンダとして負担になると考えられる。ソフトフォンはどのハードウェアにインストールされるかわからないため、実情に合わせてソフトフォン単体で認証できればと考えている。

○：次回の会合で提案されたソフトフォン認証案を整理したものを事務局から提示することとなる。６月中旬に骨子をまとめる予定であるため、アドホック等での対応が必要かどうかを検討の上、メールベースで連絡展開していただきたい。

○：認証を受けるメリットが不明。コストが増すのであればユーザにコスト負担が転嫁されることになるが、ユーザにどういうメリットがあるのかが見えない。

○：NGN のような閉域網の場合は、閉域網単位でサーバ設備を持たなければならなくなるのは、負担増になる。

○：当社の例では、閉域網で使用される場合は、エンドユーザに閉域網とは別にインターネット契約をお願いしており、インストール時だけでなく、発信時にも認証する仕組みとなっている。

○：インストール型のソフトフォンが中古販売された場合の対応はどうしているのか。

○：当社の場合だが、ソフトフォンがインストールされると、それが利用可能なものか当社のサーバに接続して確認することになり、利用可否の設定ができる。

○：ＮＴＴ東日本が行っている適合検査は自社内で完結しており、認証を取らなくてもやっていける良い例だと考えられる。

○：技術基準が必要となるのは、事故を起こさない、又は事故を起こしたときの損害賠償から利用者を守ることと考えられる。そのため、過去に問題を起こしたソフトウェアについて、国内外を問わず周知していくことや、認定制度に限らず利用者をそのようなリスクから守ることを考えていく必要がある。

（４）事務局から、5 月 18 日（金）16 時から第 24 回会合を開催予定の旨、報告された。

以上